

# 令和4年12月 農業委員会総会

令和4年12月5日（月）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後4時00分まで

## 1. 出席者

### <農業委員>

1番	綿貫清	6番	宮田早苗
3番	石橋義弘	7番	飯田隆男
4番	相京文夫	8番	京増孝一
5番	木我恭子		

### <農地利用最適化推進委員>

篠原庄一	竹尾謙一
高崎孝	小坂和男
斉藤孝壹	

## 2. 欠席者（農業委員）

2番 石渡潤一

## 3. 農業委員会事務局 古川事務局長・鵜澤主任主事（書記）・石橋主事

4. 議 題	第1号議案	農用地利用集積計画について（5件）
	第2号議案	農地法3条許可申請について（1件）
	第3号議案	農地法5条許可申請について（1件）

# 酒々井町農業委員会総会会議録

令和4年12月5日（月）

古川事務局長 ただいまから令和4年12月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 本日はご苦労様です。本日は総会后、農業者年金加入推進に係る簡単な説明を事務局の方からさせていただき、その後、12月中を目安に各委員さんに戸別訪問をお願いする予定となっています。制度は昨年とあまり変わっていないと思いますので、ご協力をお願いします。それでは、本日も慎重審議をお願いします。

古川事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、6番 宮田早苗委員、7番 飯田隆男委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤主任主事を任命します。本日の総会は、議案3件その他ですので、よろしくをお願いします。

相京議長 はじめに、申請代理人の都合により、順番が前後しますが、先に第3号議案を議題とさせていただきます。第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の16ページをご覧ください。譲受人は〇〇市に住所を有す

る法人、譲渡人は〇〇市在住者です。申請地は、伊篠の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で1,239㎡です。申請理由は、太陽光発電施設の建設です。位置については、17ページの位置図、18ページの公図をご覧ください。権利の種類は、所有権移転です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。土地利用計画図については、19ページをご覧ください。事業計画については、20・21ページをご覧ください。資力及び信用については、預貯金残高証明書が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。土地の造成については埋立等を行わず、直接杭を打ち込み設備を設置するとのことです。土地選定理由は、譲渡人が〇〇市在住のため自身で管理することが困難であり譲渡を希望していること及び、周囲に高い建物等がなく日当たりが良いことことから本申請地を選択しました。用水・排水計画については、上下水道は使用せず、排水は雨水のみで、他の土地へ流すことなく地下浸透とするとのことです。防災計画については、付近の住宅に対する騒音に配慮し、正面の道路の通行の妨げにならないよう配慮し施工するとのことです。また、安全に配慮し、発電施設周囲にフェンスを設置するとのことです。周辺農地の営農への被害防除対策については、隣接する農家の営農に影響が出ないように、パネルの配置や角度等に配慮するとのことです。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は綿貫委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

綿 貫 農 業 委 員 譲渡人の〇〇〇さんは現在〇〇市に住んでいます。私の家の前の道路を挟んで反対側にある〇〇さんの実家には〇〇〇〇〇が1人で住んでいましたが、その〇〇〇〇〇は現在〇〇に入っています。〇〇さんの世帯は本申請地の他に田も所有していますが、人に耕作を頼んでいるような状態で、営農できる世帯ではありません。本申請地を太陽光発電用地とするのもやむを得ないと思います。

相 京 議 長 綿貫委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問をお願いします。なお、本日予定しておりました農地転用許可申請に係る現地確認については、悪天候のため中止し、事前に現地を確認した際のカラーコピーの写真を皆様のお手元にお配りしておりますのでそちらに代えさせていただきます。それでは、申請代理人を入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 ○○○○の○○と申します。事務所は○○○にあります。よろしく申し上げます。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 代 理 人 申請地は酒々井町伊籬字○○○○○番○と○○○番○○の2筆で、地目は畑、面積は1,239㎡です。譲渡人で地権者の○○○さんは現在○○市在住で、譲受人の事業者○○○○○○○○○は○○○に本社があります。出力49.5kWhの太陽光発電事業を実施するため、パネル168枚を設置する予定です。以前のように経済産業省の認可を得て設置するのではなく、事業者が経済産業省に登録して許可を受け販売事業者として事業を行う形態を取っています。○○○○○○○という会社が親会社で販売をやっているため、○○



古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号1・2について併せて説明させていただきます。はじめに、整理番号1について資料の1ページをご覧ください。貸付者・借受者とも〇〇市在住者です。設定場所は、酒々井の農地1筆で、地目は田、面積は471㎡、利用計画は田です。賃借料は農協買取価格1俵相当額です。設定期間は、10年の新規設定です。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。続いて、整理番号2について説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。貸付者・借受者とも〇〇〇在住者です。設定場所は、酒々井の農地1筆で、地目は田、面積は752㎡、利用計画は田です。賃借料は農協買取価格1俵相当額です。設定期間は、10年の新規設定です。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号1・2の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相京議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の〇〇委員が本日欠席とのことで、事務局より補足説明がありましたらお願いします。

藤澤主任主事 〇〇委員から意見を伺っていますので代わりに説明させていただきます。整理番号1・2の場所は隣接した場所で、いずれも〇〇市で営農している〇〇さん夫婦が耕作することで合意したとのことです。〇〇さんは夫婦ともまだ〇〇代で、〇〇市で大規模に耕作しているので問題ないと思います。

相京議長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相京議長 特にないようですので、これから採決を行います。採決については、議案番号ごとに行います。はじめに、農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相京議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相京議長 続いて、農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相京議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相京議長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号3・4について、借受者が同一の案件ですので一括して事務局より説明願います。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号3・4について併せて説明させていただきます。はじめに、整理番号3について資料の5ページをご覧ください。貸付者は〇〇〇在住者・借受者は〇〇委員です。設定場所は、酒々井・本佐倉の農地計6筆で、地目は田、面積は合計で5,726㎡、利用計画は田です。賃借料は1等米10aあたり1.5俵です。設定期間は、5年の再設定です。位置につきましては、6・7ページの位置図をご覧ください。続いて、整理番号4について説明させていただきます。資料の8ページをご覧ください。貸付者は〇〇〇在住者・借受者は〇〇委員です。設定場所は、酒々井・本佐倉の農地計4筆で、地目は田、面積は合計で2,987㎡、利用計画は田です。賃借料は1等米10aあたり30kgです。設定期間は、5年の再設定です。位置につきましては、9ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号3・4の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、借受者の〇〇委員が本日欠席とのことで、事務局より補足説明がありましたらお願いします。

議 席 主 任 主 事 〇〇委員から今回の申請に至った経緯を伺っていますので代わりに説明させていただきます。整理番号3・4の場所はこれまでも〇〇委員が借り受けて耕作していた場所で、それぞれ地権者から引き続き耕作をお願いされたため、今回の申請に至ったとのことです。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決については、議案番号ごとに行います。はじめに、農用地利用集積計画の整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、農用地利用集積計画の整理番号4について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号4につきましては、原案どおり答申することに決定します。



相 京 議 長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号5について、事務局より説明願います。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号5について説明させていただきます。資料の10ページをご覧ください。貸付者は〇〇〇在住者、借受者は〇〇委員です。設定場所は、柏木の農地2筆で、地目は田、面積は合計で1,775㎡、利用計画は田です。賃借料は1等米150kgです。設定期間は、5年の新規設定です。位置につきましては、11ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号5の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については〇〇委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

〇〇推進委員 こちらは新規借受の圃場となります。本申請地はこれまでも〇〇の〇〇〇〇〇〇〇の方で耕作を引き受けており、水と肥料の管理の部分のみを地権者の〇〇さんが担うような形をとっていました。現時点で隣接する農地を私が耕作しており本申請地についても問題なく管理できるため、この度、新規で借り受けることにしました。

相 京 議 長 〇〇委員から補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。なお、整理番号5については借受者が〇〇委員の案件のため、ご本人から採決前に退室したい旨の申

し出がありましたので、〇〇委員におかれましては退席をお願いします。

(〇〇推進委員 退席)

相 京 議 長 農用地利用集積計画の整理番号5について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号5につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 〇〇推進委員には、入室してもらって下さい。

(〇〇推進委員 入室)

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の12ページをご覧ください。本案件は、11月総会で許可となった〇〇からの生前贈与による農地取得と同一の申請者の案件で、未申請となっていた1筆について改めて許可申請を行うものです。譲受人・譲渡人とも〇〇〇在住者で、譲渡人は譲受人の〇〇です。申請地は、今倉新田の農地1筆で、11月案件で許可となった場所に隣接した場所です。地目は畑、面積は2,082㎡です。申請理由は、〇〇からの生前贈与を受け営農面積を拡大するためとのことです。なお、〇〇市及び〇〇〇町内に譲渡人が所有していた農地計10,414㎡の譲受人への生前贈与については、既に許可済みとなっています。作付作目は6～10月頃にじゃがいもの栽培を考えているとのことです。権利の種類等は所有権移転です。位置につきましては、

13ページの位置図、14ページの公図をご覧ください。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、斉藤推進委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は斉藤委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

斉藤推進委員 11月案件の隣の場所で、問題ないです。

相 京 議 長 なお、申請人が町外在住者ですが、〇〇間の生前贈与であるため本人からの意見聴取は省略させていただきます。それでは、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、これから採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1につきましては、許可することに決定します。

相 京 議 長 次に、その他(1) 農業者年金加入推進に向けた戸別訪問について事務局よりお願いします。

(事務局説明)

相 京 議 長 次に、その他(2) その他について事務局より何かありましたらお願いします。

す。

(視察研修について)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

古川事務局長 11日の水曜日はいかがでしょう。

相 京 議 長 ただ今、11日の水曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、11日の水曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

古川事務局長 それでは、これで12月の総会を閉会いたします。